

行政法学からみた経済安全保障

原田 大樹
Harada Hiroki

〔要旨〕

本稿は、第二次世界大戦後の自由貿易体制と対照的な動きとして台頭した経済安全保障について、国内行政法の観点から分析を行う。経済安全保障にかかわる国内行政法として最も重要なのは、外国為替及び外国貿易法（外為法）と経済安全保障推進法であり、その規制の中核には「事前届出制」が用いられている。外為法は、対内直接投資等の規制において、原則禁止から原則自由への転換の中で事前届出制を採用した。経済安全保障推進法は、基幹インフラ役務の安定供給確保の部分で、同様の規制手法を導入している。事前届出制は、行為の自由を前提としつつ、届出内容を審査し、問題があれば不利益処分を行う点で、許可制と届出制の中間的な性質を持っている。もっとも、実務上は投資家に誓約を求め、違反に対するモニタリングを行うなど、許可制に接近した運用がなされており、法的根拠の点で疑念が残る。そこで、立法論としては、規制（誓約）内容を個別的に形成し、これに法的拘束力を明確に持たせるため、行政契約（和解契約）の授権規定を整備することが考えられる。

はじめに

第二次世界大戦後に確立された自由貿易体制（ブレトン・ウッズ体制）は、貿易に関する障壁（関税・非関税障壁）をなるべく小さくすることで、各国が相互に依存する経済体制を構築してきた⁽¹⁾。それは、各国の経済成長を実現する手法としてのみならず、世界の平和を維持することにもつながるものと考えられてきた。このことを前提に、政治と経済の分離を指向する関税及び貿易に関する一般協定（GATT）＝世界貿易機関（WTO）レジーム⁽²⁾が、少なくとも2010年代中盤までは有効に機能してきた。

これと対抗的な要素を含むのが、本稿の主題である経済安全保障である。これは、政治と経済を再び結び付け、経済を政治の道具として利用することも厭わないアプローチであって、具体的な政治的意図としては、自国の安全保障・サプライチェーンの持続可能性・政治体制が異なる国との競争関係における有利な地位の獲得等が挙げられる。これまでのいわゆるグローバル化の進展が自由貿易体制を前提としていたのに対して、2010年代後半以降は、経済安全保障を基調とする動きが見られるようになってきた。

経済安全保障の問題は、国際的な通商問題として、主として国際法（とりわけ国際経済法）

との関係が深い⁽³⁾。もっとも、物資の移動や資本の移動を制限する具体的な法制度は国内行政法で構築されており、行政法学とも接点を有する。具体的には、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」と言う）が中心的な役割を果たしており⁽⁴⁾、これに加えて、2022年に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「経済安全保障推進法」と言う）が制定され⁽⁵⁾、外為法が規律の対象とする物資・技術・資本移動以外の事案について、外為法と類似の規制枠組（事前届出制）を導入している。

そこで本稿では、以下の順番で、経済安全保障と国内行政法との接点を検討する。まず、経済安全保障の議論の背景を、国際的な要素と国内における議論に分けて整理する（1 経済安全保障の背景）。次に、経済安全保障に関する国内行政法制度を構築する中心的な法律である、外為法と経済安全保障推進法のしくみや特色を簡潔に整理する（2 経済安全保障と国内行政法）。この2つの法律に共通の特色として、その中核的な規制のしくみに「事前届出制」が使われていることが挙げられる。一般に「許可制」は、ある行為を全体として禁止したうえで、条件を満たす場合に個別に禁止を解除するものであるのに対して、「届出制」は行為の自由を前提に、将来的な法執行（特に不利益処分）のために事業者等の情報を集めることを目的とする届出義務を課すものと理解してきた。「事前届出制」はこの2つの理念型の中間的な存在であり、届出内容を是正するように求める不利益処分が届出直後に予定されている点に特徴がある。経済安全保障に関する国内行政法制度において、なぜ事前届出制が採用され、それにはどのような法的意味があるのか、あるいはどのような法的課題があるのかを検証する（3 事前届出制の法的意義と課題）。これを踏まえ、最後に、経済安全保障をめぐる国内法制度の展開の方向性を素描したい（おわりに）。

1 経済安全保障の背景

（1）自由貿易体制と経済安全保障

19世紀から続いた列強の植民地獲得競争と、世界恐慌後に特に顕著になったブロック経済化の動きは、第二次世界大戦の重要な原因のひとつとなった。そこで、その反省から、アメリカ合衆国を中心とする自由貿易体制（ブレトン・ウッズ体制）が構築され、国際機関である国際通貨基金（IMF）や国際的な規範であるGATTが製品・サービス・資本の移動自由化に寄与してきた。第二次世界大戦後の自由主義経済圏においては、関税の引き下げ・撤廃や非関税障壁の撤廃に向けた継続的な動きが続いてきた。

1990年前後の東西冷戦構造の崩壊は、自由主義経済と民主主義を基調とする全地球的な共同体が観念される状況を創出した。そこで、自国経済の発展を企図した国内制度の国際的な制度への平準化が、さまざまな政策分野で見られるようになった。その背景には、グローバル企業による利潤最大化の動きが活発化し、企業の立地をめぐる各国間の競争があった。このことにより、日本を含む先進国では、とりわけ製造業が労働コストの安い発展途上国等に生産拠点を移転することにより、産業構造の空洞化が進行した。これに対して、中国をはじめとする新興経済国は、グローバル・バリューチェーンを通じた技術移転の恩恵を受け、大きな経済発展を遂げた⁽⁶⁾。

先進国におけるグローバル企業の立地をめぐる競争は、ときとしてrace to the bottomへと展開し、そのことが先進国における再分配政策の失敗の一因となった。それは、グローバル企業の利潤追求に対する批判や、欧米諸国における自国第一主義を標榜する政治勢力の台頭を導出することとなった⁽⁷⁾。他方で、自由主義経済と民主主義を基調とする全地球的な共同体は、実は（やはり）幻想であることが、2010年代中盤以降強く意識されるようになってきた。WTOには、中国とロシアという従来の自由主義経済・民主主義の枠組とは異なる国家体制を持つ国も組み込まれており⁽⁸⁾、また自由貿易体制をリードしてきたアメリカ合衆国が、WTO上級委員会の委員の任命プロセスを拒むことにより、上級委員会の機能停止の状況が長く続いてきた⁽⁹⁾。さらに、2020年に生じたコロナ禍では、物資の安定供給の問題が顕在化するとともに、公衆衛生を理由とする自由移動の制限が現実化した⁽¹⁰⁾。国際政治的には米中対立の激化を背景に、グローバル・バリューチェーンに対してデュー・ディリジェンスを要求する考え方が強調され⁽¹¹⁾、政治問題を解決する道具として経済が改めて位置付けられた。さらには、2025年に成立した第2次トランプ政権が推し進める関税政策⁽¹²⁾が、市場アクセスの確保やバリューチェーンの安定性確保の要請を顕在化させてきている⁽¹³⁾。

（2）日本における「経済安全保障」

日本において「経済安全保障」という言葉が用いられ始めた契機は、1970年代における政治経済状況の変化であった⁽¹⁴⁾。2回のオイルショック、特に第2次オイルショックの引き金となったイラン革命後にイランからの原油を輸入することをめぐるアメリカ合衆国との対立は、エネルギー安全保障問題としての経済安全保障を強く主題化させた⁽¹⁵⁾。しかし、エネルギーの大半を輸入に依存する日本にできることは限られており、平和共存路線が重視されていた⁽¹⁶⁾。

1980年代に入ると、東芝COCOM規制違反事件が大きな問題となった。その背景には、外為法をはじめとする法整備の不備があったとされ、安全保障と輸出に関する意識が、とりわけ通産省（当時）内で高まった⁽¹⁷⁾。

1990年代以降の経済安全保障は、隣国（とりわけ中国・朝鮮半島）との安全保障上の緊張関係が意識されつつも、やはり中東情勢とペルシャ湾安全航行確保が関心の中心であり、この時代も資源の輸入ルートの確保が主として念頭に置かれていた⁽¹⁸⁾。

この状況が変化してきたのが、2010年代後半以降の経済安全保障論であった。米中対立の激化は、アメリカ合衆国との安全保障体制と貿易面での中国依存度の高まりという日本の政策的選択の幅を制約してきている。輸出産業を担う企業は、従来は販路拡大を中心に考えてきたのに対して、バリューチェーンのリスク管理の意識の高まりから、調達先の確保をも同様に考える必要が生じている⁽¹⁹⁾。また、グローバルな投資資金の確保と安全保障との相剋という要素もまた、重要な政策課題となりつつある。

2 経済安全保障と国内行政法

（1）外為法による規制

1920年代後半に外国為替相場の安定をも企図した金解禁を求める動きが高まり、1930年に

日本は金解禁を行った。しかし、前年に発生したニューヨーク株式市場の大暴落を起点とする世界恐慌の中で、為替差益を狙ったドル買問題が発生し、為替相場が大幅に下落した。政権交代後の犬養毅内閣は、金兌換を停止したものの、投機目的の資本移動は収まらなかった。そこで、1932年に制定されたのが、日本最初の資本移動規制立法である資本逃避防止法であった。しかし、同法の制定によってもなお為替相場の下落は抑制できず、そこで投機目的以外の資本移動を幅広く規制することを目的として1933年に制定されたのが、外国為替管理法であった、同法によって、外国為替や送金全般を規制することができるようになり、戦時中それは軍需優先を実現するための手段として用いられた。

戦後になると、連合国最高司令官総司令部（GHQ）の指示の下で、貿易庁を中心とする国営貿易体制が構築された。その後、1949年にGHQは「外国為替管理に関する件」を発し、外国為替管理委員会の設置と、包括的貿易管理制度の確立を要求した。これを踏まえ、同年に外国為替及び外貨貿易管理制度が制定され、外貨為替予算制度による資本移動と物品移動の包括的管理が実現した⁽²⁰⁾。その特別法として1950年に「外資に関する法律」（以下「外資法」と言う）も制定された。これは、国際収支の均衡を保つことを目的とする法律であり、日本の株式や社債を獲得するのに主務大臣の許可を必要とするものであった。本稿を取り扱う対内直接投資の規制は、もともとは外資法に規定されていた。

1952年に日本はIMFに加盟した。その後、日本の経済発展に伴って、1964年に、国際収支の赤字を理由とする為替制限のできないIMF8条国へ移行することとなった。このため、資本移動の自由化が政策課題となり、外貨為替予算制度が廃止されたほか、1967—1973年の間に5回にわたる自由化が行われた。最終的には、1979年に外資法が廃止されて外為法に統合された。1979年の外為法改正は、極めて規模の大きな改正であった。この改正により、対内直接投資等の規制の考え方が、原則禁止から原則自由へと転換することになった。その具体的な表れとして、対内直接投資規制の手法が許可制から事前届出制へと転換した⁽²¹⁾。その後、日米構造協議において事前届出制が非関税障壁として問題とされ、1991年改正によりそれまで即日処理していた類型を事後報告制度に変更することで、事前届出制度の対象が限定された⁽²²⁾。これによって、今日の対内直接投資等規制の基本的な構造である、対象業種を限定した事前届出制（外為法27条1項）と中止勧告・命令（同条5項・10項）というしくみが成立した。もっとも、中止勧告・命令が実際に発動されたのは、2008年のTCIファンドに対してのみである（Jパワー事件）⁽²³⁾。

経済安全保障が政策課題となってきた2010年代後半以降、これまで自由化基調であった外為法は、規制強化に転じている。2017年の改正で、外国投資家が国内の非上場の会社の株式・持分を他の外国投資家から譲受けにより取得すること（特定取得）も、非居住者間の取引（外外取引）であるにもかかわらず、対内直接投資等規制の対象に加えられた（同法28条）。また、2019年の改正では、対内直接投資規制のうち、株式取得の閾値が10%から、株主提案権が認められる1%に引き下げられた。こうした規制強化の代償として、経済安全保障への影響が類型的に低いと認められる取引について、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準（「外国為替及び外貨貿易法第27条の2第1項の規定に基づき、財務大臣及び事業

所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準」〔告示〕)を遵守することを条件に、事前届出を免除する制度が導入されている(外為法27条の2)。具体的には、外国金融機関の利用が想定される包括免除制度と、一般外国投資家や認証ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)が利用する一般免除制度があり、前者のほうが遵守すべき基準が少ない点に特色がある⁽²⁴⁾。

(2) 経済安全保障推進法による規制

外為法には、資本移動規制と並んで、貨物の輸出規制や技術移転規制も盛り込まれている。このうち貨物の輸出規制については、兵器転用可能物質を規制することがこれまでその中心であった。東西冷戦期には、対共産圏輸出統制委員会(COCOM)による規制が存在していた⁽²⁵⁾。また、核兵器や生物・化学兵器等の大量破壊兵器については、その拡散を防止するための国際輸入管理レジームが複数存在しており⁽²⁶⁾、わが国をはじめとする各国がこれに参加して、各国の国内法上これらの貨物に対する輸出規制を行っている。具体的には、輸出許可(外為法48条1項)のしくみが設けられており、軍事転用の可能性が特に高い貨物に対するリスト規制と、大量破壊兵器の開発に使われるおそれがあると輸出者が知った場合に許可を必要とするキャッチオール規制とが存在している。キャッチオール規制には、輸出貿易管理令4条の許可の特例の除外事由の形式で規定されており、経済産業大臣から許可の申請をすべき通知(インフォーム)を受けた場合にも輸出許可を申請する義務が生じるという、他の行政分野ではあまり例のないしくみが見られる(同令4条3号ロ・ニ)⁽²⁷⁾。

しかし近時、この外為法の規制では十分に対応できない問題が登場している。第1は、民生用技術と軍事用技術との区別が明確でなくなってきたことである⁽²⁸⁾。ドローンに代表されるように、通常は民生用のものとされる物資・技術であっても、兵器として簡単に転用できるものが増えてきている。第2は、民生用の物資であっても、その供給が途絶えることにより、自国社会の安定を維持できなくなることである。コロナ禍ではマスクの供給が大きな課題となったことは記憶に新しい。第3は、個人情報や知識・技術に関する情報に従来以上の価値が認められるようになっていることである⁽²⁹⁾。しかし、外為法の技術移転規制を除くと、こうした情報の流出に関する規制は、一般法である個人情報保護法等の規律にとどまっている。

そこで、こうした課題(の一部)に対処するために、2022年に経済安全保障推進法が立法化された。同法は、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の4つを内容としている。このうち主として第1・第2の課題に対応しているのが①と②であり、第3の課題と関係しているのが③と④である。その多くは事業者に対する支援に関する施策であるものの⁽³⁰⁾、やや色彩が異なるのが、②の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保である⁽³¹⁾。基幹インフラ役務の対象分野は法律で決まった大枠の中で政令によって決定されることとされており、電気・ガス・水道・鉄道・放送等の事業が対象となっている。そしてその事業者のうち、重要設備の機能が停止・低下した場合に役務の安定的な提供に支障が生じ、国家・国民の安全を損なうおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する対象事業者を主務大臣が指定することとされている。対象事業者になると、重要設備の導入・維持管理等の委託につ

いては計画書を事前届出する必要があり、事前審査の結果、わが国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する手段として使用されるおそれが大きいと認められる場合に、妨害行為を防止するための必要な措置を勧告し、これに応じない場合には命令を行うことができることとされている⁽³²⁾。

さらに、2024年には、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護活用法」と言う）が制定されている⁽³³⁾。これは、先の第3の課題に対応するものであり、重要経済安保情報に指定された情報について、内閣総理大臣による調査の結果に基づいて、漏洩のおそれがないかどうかを評価したうえで、適合事業者に対しては、契約に基づき政府が情報を提供する枠組を設けた（セキュリティ・クリアランス）⁽³⁴⁾。外国の重要経済安保情報については、まず政府間で情報のやりとりを行ったうえで、日本政府がこの法律のしくみに基づいて民間事業者に提供することが想定されている⁽³⁵⁾。また、情報提供資格者に具体的な情報が渡され、守秘義務が課される部分では契約が用いられている点にも特色が認められる⁽³⁶⁾。

3 事前届出制の法的意義と課題

（1）事前届出制の法的意義

経済安全保障を実現する国内行政法の中核に存在する事前届出制は、許可制と届出制という2つの理念型のいわば中間に位置付けられる。許可制と届出制は、手続法的に言えば、行政庁による諾否の応答がなされるかどうか、実体法的に言えば、一律の禁止が先行するかどうかという点に相違がある。届出制がとられている場合には、行政庁に諾否の応答義務はなく、私人による届出が行政庁に到達すれば、届出義務は履行されたことになる。また、届出制の対象となっている行為はそもそも一律に禁止されてはいない。このように、届出制それ自体は、行為規制としては極めて弱い意味しか持っていない。それにもかかわらず届出制が採用される目的は、事業者に関する情報を行政側が収集し、将来の法執行（とりわけ不利益処分）の手がかりとすることにあるとされる。

届出制はさらに、事前届出制と事後届出制に分けられる。これは、届出義務が設定されるタイミングによる区別であり、届出の対象となっている行為に着手する前に届出を行う必要があるか（事前届出制）、着手後でよいか（事後届出制）という相違である（事前届出制の例として、食品衛生法57条1項【営業の届出】、事後届出制の例として、住宅宿泊事業法3条【住宅宿泊事業の届出】がある）。届出義務のタイミングが変わっても、前述のような届出制の基本的性格は変わらない。変化が生じるのは、事前届出制が採用されたうえで、一定期間の行為着手制限と、制限期間内に改善命令等の不利益処分が予定される場合である（例：大気汚染防止法6条・9条、水質汚濁防止法5条・8条）。この場合には、届出された内容が行政機関によって実質的には審査され、場合によっては不利益処分がなされることになるので、許可制に近い運用が可能になる。それでも許可制との違いはなお存在しており、具体的に言えば、①行政側による応答（不利益処分）の場合には、行政手続法の不利益処分手続が適用され、申請に対する処分手續と比べると、行政側の調査義務・立証責任の負担が大きくなる点、②行為着手制限期間が経過すれば、行政側からの応答なしに、届出対象となっている行為を適法に実行

できる点が異なる。さらに、中長期的な関係に着目すると、③届出に伴う権利義務関係は、行為着手時に限定されており、行為を実施している間に生じた違法状態を排除するには、不利益処分（措置命令・中止命令等）によることになる（許可の撤回という方法は使えない）。

（2）経済安全保障における事前届出制の課題

外為法の対内直接投資規制において事前届出制が採用されている理由は、原則禁止から原則自由への段階的な転換によって、行為規制を緩和することにあると考えられる。許可制と異なり、届出制が採用されていれば、対内直接投資という行為それ自体はそもそも自由に行なうことができる。このことは、自由貿易体制の中で重要な意味を持っており、さらに、いつん届出制を採用すると、国際約束に基づいて規制の再強化が制約されることも、今日まで届出制が採用され続けている理由と考えられる。

もっとも、外為法の対内直接投資規制における届出制は、現時点では3層構造になっている点に注意が必要である。1979年改正で導入された事前届出+不利益処分という基本的類型は、日米構造協議後の改正でその適用範囲が限定され、事後報告（事後届出制）という類型で処理されるものも多い（外為法55条の5）。さらに、2019年改正により、安全保障への影響が低い類型の行為であって相手方が一定の内容を誓約する場合に、事前届出を免除する（事後届出制）制度が導入されている。同じ事後届出制でも、事後報告は将来の不利益処分に備えた情報収集の目的が大きいのに対して、事前届出免除制度では、相手方に一定の基準を遵守させることから⁽³⁷⁾、その具体的な内容の調整や遵守状況のモニタリング、さらには是正のための措置（是正勧告・措置命令）（外為法27条の2第3項）などの行政活動を含むことになる。そこで、事前届出免除制度は、事前届出制あるいは許可制に近い性格を持つことになる。

さらに、基本的類型である事前届出+不利益処分については、実務上、投資家に対して安全保障上の懸念のない行動を誓約という形で要求し、その内容を届出に含める運用が行われているとされる。そして、誓約に違反した場合には、虚偽届出がなされたものと評価して、刑事罰等の制裁の適用を想定している⁽³⁸⁾。このように、対内直接投資規制における事前届出制は、行政側に内容審査の段階があり、さらに継続的法関係が成立している点で、ほとんど許可制と同様の運用がなされていると評価できる。そして同様の構造は、経済安全保障推進法の事前届出制にもあてはまる。

内容審査との関係では、届出という法令上の名称にもかかわらず、実際には行政側がその内容を審査して諾否を応答しているとすると、これを全体として処分と評価することも、解釈論上は可能である⁽³⁹⁾。これに対して、届出制の枠内で中長期的な法関係を形成することは本来困難であって、届出内容に対する違反に何らかの制裁を想定するのであれば、相応の法律の根拠が必要であるように思われる⁽⁴⁰⁾。経済安全保障分野においてこうした構造がとられている理由としては、先に述べた国際約束を前提とする規制強化抑制に加えて、具体的な行為規制の内容を法令によって一律に定めることが難しい事情もあると思われる。経済安全保障のために必要とされる措置は、投資家あるいは事業者によって個別性が高いため、個別交渉による内容形成の要請が強い。従来こうした行政活動は、行政指導の枠内で実施されてきたものと思われる。しかし、外国投資家が行政指導を遵守する期待可能性は、国内投資家と

比べて小さいことを考えると、こうした個別交渉を支える法的根拠、具体的には和解契約類似の行政契約の授権規定を設けることが、対応策として考えられる⁽⁴¹⁾。

おわりに

本稿では、国内行政法の観点から見た経済安全保障の法制度の問題を、事前届出制というミクロの問題に絞って検討した。もっとも、マクロ的に見ると、対外取引を規制対象とし、原則自由の前提を採用し、国内外の資本移動を中心に規制している現在の外為法ではカバーしにくい経済安全保障上の問題は多く、経済安全保障推進法や重要経済安保情報保護活用法が対応できている領域もそれほど広いものではない。そこで、政策論的に言えば、経済安全保障全般を対象とする規制立法を整備することが一方では考えられる。しかし、第二次世界大戦後的基本秩序である自由貿易体制とこれを支える国内における自由主義・市場経済・民主政といった諸価値と経済安全保障とは少なからぬ緊張関係にある。そこで、経済安全保障全般を対象とする規制立法を選択することは、こうした基本秩序との関係の調整という難しい課題を生じさせることになる。そこで、自由貿易体制をなお重視する政策選択を維持するのであれば、現在のような規制の構造には一定の合理性があると考えられる。

- (1) 酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011年)、418ページ。
- (2) 小寺彰『WTO体制の法構造』(東京大学出版会、2000年)、87-93ページ。
- (3) 国際法学からの検討の一例として参照、中谷和弘「国家安全保障に基づく経済的規制措置」同『経済安全保障と国際法』(信山社、2024年)、11-29ページ [初出2022年]、武井良修「国際海底通信ケーブルに関する法制度——安全保障上の脅威からの保護をめぐる問題を中心に」石井由梨佳編『安全保障』(法律文化社、2024年)、246-277ページ、阿部克則「国際経済法秩序と経済安全保障」日本国際経済法学会年報33号(2024年)、42-60ページ。
- (4) このほか、個別の業法等で、投資に関する規制が設けられていることがある。そのような例として参照、渡井理佳子「日本電信電話株式会社と外国性の制限」慶應法学(慶應義塾大学)52号(2024年)、225-243ページ。
- (5) 向和歌奈「日本における経済安全保障への着目」貿易と関税70巻5号(2022年)、39-51(43)ページ。
- (6) 猪俣哲史『グローバル・バリューチェーンの地政学』(日本経済新聞出版、2023年)、84ページ。
- (7) 原一郎ほか「座談会 経済安全保障と国際秩序」経団連72巻10号(2024年)、7-18(11)ページ。
- (8) 大西進一「経済安全保障と国際経済法との緊張関係——政権分離の終わり?」貿易と関税71巻8号(2023年)、60-72(61)ページ。
- (9) 渡辺哲也ほか「座談会 経済安全保障——日本の国家戦略はどうあるべきか?」RIETI highlight, 88号(2022年)、3-8(5)ページ [川瀬剛志発言]、阿部克則「ポスト・グローバリゼーションにおける安全保障例外条項——GATT/WTO体制の歴史的展開から見た一考察」フィナンシャル・レビュー155号(2024年)、80-104(94)ページ。
- (10) 久野新「グローバリゼーションと経済安全保障の均衡点とその行方」貿易と関税70巻4号(2022年)、44-57(50)ページ。
- (11) 寺田麻佑「欧洲電池規則とデジタル製品パスポートの制度設計と課題」法律時報97巻8号(2025年)、11-17ページ。
- (12) 伊藤隆敏「経済安全保障の地政学と日本の茨の道」中央公論139巻7号(2025年)、114-121ページ。

- (13) 北村滋「経済安全保障の現段階」警察政策26巻（2024年）、4-23（6）ページ。
- (14) 高坂正堯「経済安全保障の意義と課題」国際問題217号（1978年）、2-14（6）ページ。
- (15) 國藤貴之「日本における経済安全保障政策の始まり——石油危機時の経済安全保障政策の検証を通じて」KEIO SFC JOURNAL（慶應義塾大学）24巻1号（2024年）、56-61（57-58）ページ。
- (16) 牛場信彦「日本の経済安全保障を考える」エコノミスト58巻35号（1980年）、22-28ページ、中村直貴「経済安全保障」立法と調査428号（2020年）、118-131（125）ページ。
- (17) 兼原信克「経済安全保障を論じる視座」兼原信克・玉井克哉編著『経済安全保障の深層』（日本経済新聞出版、2023年）、1-22（11）ページ、細谷雄一「国家戦略としての経済安全保障」国際文化会館地経学研究所編『経済安全保障とは何か』（東洋経済新報社、2024年）、49-73（55）ページ。
- (18) 中谷和弘「国際法から見たエネルギー安全保障及び食料安全保障」同『経済安全保障と国際法』（信山社、2024年）、215-233ページ〔初出2024年〕。この問題は現在でも依然として、経済安全保障の大きな要素を構成している。参照、中村秀之「経済安全保障と外航海運」運輸と経済84巻6号（2024年）、59-64ページ、伊藤恵理・鈴木均「激変する『空のネットワーク』、日本は強靭化を急げ——経済安全保障政策に盲点あり」中央公論139巻5号（2025年）、52-59ページ。
- (19) 企業の課題認識の現状を知る手がかりとして参照、渡部友一郎「経済安全保障の事業リスク開示および経済安全保障プラクティス最新動向」CISTEC journal, 198号（2022年）、99-119（102-103）ページ、田川卓司「東レグループにおける経済安全保障活動——機微技術の漏洩防止に関する活動」警察学論集78巻6号（2025年）、44-59（50）ページ。
- (20) 外国為替管理委員会事務局編『外国為替貿易管理の基礎知識』（住吉書房、1950年）、42-64ページ。為替管理と貿易管理を一括する考え方には、IMFの専門家の強い意向を背景としたものであった（福井博夫編著『詳解外国為替管理法』〔金融財政事情研究会、1981年〕、11ページ）。
- (21) 栗原孝「新外為法と対内直接投資等（上）」法律のひろば34巻5号（1981年）、62-68（62）ページ。これに対して、渡井理佳子「日本における対内直接投資規制の変遷」法学研究（慶應義塾大学）91巻1号（2018年）、97-120（105）ページは、事前届出制の段階では外資法時代の原則禁止の枠をまだ十分に脱してはいないと評価する。
- (22) 今村英章・桜田雄紀編著『詳解 外為法——対内直接投資等・特定取得篇』（商事法務、2021年）、21-30ページ。
- (23) 下井善博「初めて発動された外為法に基づく中止命令——TCI ファンドによるJパワー株式の追加取得の事例について」ファイナンス44巻9号（2008年）、21-27ページ、中谷和弘「外資規制とグローバル化の中での国益保護」同『経済安全保障と国際法』（信山社、2024年）、31-43（34）ページ〔初出2011年〕。
- (24) 河野真理子「対内直接投資の促進と国家安全保障」ジュリスト1546号（2020年）、65-70（68）ページ。なお、2025年に改正された対内直接投資等に関する命令により、外国政府等による情報収集活動に協力する義務がある者が、包括免除の対象外とされている（須納瀬史也「外為法に基づく対内直接投資審査に係る政省令改正の概要〔事前届出免除制度の見直し〕」NBL1290号〔2025年〕、11-16ページ）。
- (25) 日本のCOCOM加入の背景事情を分析したものとして参照、高瀬弘文「日本のココム加入と対中貿易——外務省と通産省の政策対立を中心に」一橋論叢（一橋大学）127巻1号（2002年）、57-76ページ。
- (26) 具体的には、核兵器関連品目管理に関する原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器関連品目管理に関するオーストラリアグループ（AG）、ミサイル関連品目管理に関するミサイル技術管理レジーム（MTCR）、通常兵器関連品目管理に関するワッセナーアレンジメント（WA）であり、いずれも法的拘束力のない紳士協定であるとされる。その成立経緯や内容につき参照、中谷和弘「安全保障輸出管理と国際法」同『経済安全保障と国際法』（信山社、2024年）、67-92ページ〔初出

2008年]、風木淳・大川信太郎編著『詳解 外為法——貿易管理編 外国法令も踏まえた理論と実務』(商事法務、2022年)、45–66ページ、阿部克則「国際貿易法秩序と経済安全保障」法律時報96卷1号(2024年)、24–29(27)ページ。

- (27) 佐藤亮洋「安全保障貿易管理と最近の制度改正について」貿易と関税71卷5号(2023年)、12–32ページ、梅津英明他「変容する輸出管理制度——各国の政策動向を踏まえて」ジュリスト1601号(2024年)、49–54(49–50)ページ。森田清隆「自由な貿易投資と経済安全保障の一体的実現に向けて」日本国際経済法学会年報33号(2024年)、30–41(36)ページは、事前相談した事業者だけがインフォームを受ける可能性があることを問題視する。
- (28) 鈴木一人「経済安全保障とは何か」国際文化会館地経学研究所編『経済安全保障とは何か』(東洋経済新報社、2024年)、29–47(35)ページ。
- (29) データローカライゼーションにつき参照、三浦秀之「データをめぐる経済安全保障の重要性の高まりと有志国による対応と課題」貿易と関税72卷10号(2024年)、65–73(68–69)ページ。
- (30) 鈴木一人「TSMCの戦略と日本の経済安全保障」中央公論138卷10号(2024年)、130–137(133)ページ。
- (31) 倉庫業に関する問題につき参照、國分俊史ほか「鼎談 経済安全保障に運輸・交通業界はどう臨むべきか」運輸と経済84卷6号(2024年)、6–14(11–12)ページ。
- (32) 山本陽介「経済安全保障推進法『基幹インフラ制度』の概要と実務上の留意点」旬刊商事法務2349号(2024年)、4–12(11–12)ページ。
- (33) 制定の経緯につき参照、小林惇「経済安全保障版セキュリティ・クリアランス制度の創設」立法と調査465号(2024年)、3–20(3–4)ページ。
- (34) 井形彬「経済安全保障を巡る現状と課題——先端技術の4つの“P”に向けた政策」警察学論集78卷6号(2025年)、5–43(27–31)ページ。
- (35) 境田正樹ほか「セキュリティ・クリアランス——実務的な論点解説」ジュリスト1601号(2024年)、21–28(25)ページ。
- (36) 高井良浩「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律について」ジュリスト1601号(2024年)、15–20(18)ページは、秘密保持契約の締結には契約自由の原則が妥当するから、事業者が提供に同意していることが前提となるとする。
- (37) 河野真理子「国家安全保障を根拠とする対内直接投資の規制に関する一考察」浅田正彦ほか編、坂元茂樹・薬師寺公夫両先生古稀記念『現代国際法の潮流』(東信堂、2020年)、313–339(319)ページ。
- (38) 大川信太郎「外為法に基づく投資管理制度——現行制度の課題と法制上の手当ての検討」CISTEC journal, 207号(2023年)、183–188(187–188)ページ。
- (39) そのような事例として、最一小判2004(平成16)・4・26民集58卷4号、989ページ[食品衛生法違反通知事件]。
- (40) 同様の要請は、紅麹事件後に改正された食品表示基準の機能性表示食品に関する規定にもあてはある。参照、栗谷しのぶ「機能性表示食品制度の在り方を考える」ジュリスト1607号(2025年)、58–63ページ。
- (41) 原田大樹「行政上の契約に関する一考察」法学論叢(京都大学)192卷1–6号(2023年)、249–274(263)ページ。